

【決算委員会】

(1) 審議概観

[平成7年度決算外2件の審査]

平成7年度決算及び国有財産関係2件は、第140回国会（常会）の召集日である平成9年1月20日に提出された。このうち7年度決算については、9年2月3日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託され、国有財産関係2件については、9年2月4日に委員会に付託された（7年度決算外2件については『第140回国会参議院審議概要』90ページ及び357ページ参照）。

委員会においては、第140回国会の9年2月5日、大蔵大臣から平成7年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成7年度決算検査報告及び平成7年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した後、第141回国会（臨時会）までに、全般的質疑2回、省庁別審査8回が行われた。

第141回国会閉会後には、9年12月16日の委員会において、平成6年度決算に関する警告決議に対して内閣の講じた措置の内容を大蔵大臣から聴取した後、締め括りの総括的質疑（第1回）に入り、各省大臣に対する質疑が行われた。さらに、9年12月17日の締め括りの総括的質疑（第2回）において、内閣総理大臣に対する質疑が行われた。

第141回国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①行財政改革に対する政府の取組み、②国有林野事業の抜本改革、③知的障害者に対する人権侵害、④防衛装備品の購入における過大積算、⑤会計検査機能の充実、⑥重油流出事故と油防除体制の強化、⑦公共事業の評価システム、⑧ダム事業の見直しなどである。

なお、大蔵大臣から報告があった平成6年度決算に関する警告議決に対して内閣の講じた措置を、警告議決と対比して示すと、次のとおりである。

決 算

内閣に対する警告	警告議決に対し内閣の講じた措置
<p>(1) 厚生省の前事務次官が収賄容疑で逮捕・起訴されたのを始め、大蔵省、厚生省及び通商産業省の幹部職員が関係業界及び業者との過度の癒着を指摘されるなど、最近の公務員をめぐる一連の不祥事により、行政に対する国民の信頼を失墜させたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、国民の行政及び公務員に対する信頼が早急に回復されるよう、行政と関係業界との癒着の防止に努めるとともに、公務員に関する具体的行為規範の遵守を図るなど、綱紀粛正の徹</p>	<p>(1) 国家公務員の綱紀粛正につきましては、平成8年12月に行われた事務次官等会議申し合せに基づき、職員が関係業者等と接触するに当たっての具体的な禁止事項、組織全体として実効を担保するためのチェック体制の整備、違反行為に対する処分等を厳正に講ずることなどを内容とする公務員倫理規程を各省庁が制定し、職員に対し周知徹底を行うとともに、関係団体等に対しても周知を図ったところであります。</p> <p>今後とも、この公務員倫理規程の厳格な遵守を図るなどにより、綱紀の厳</p>

底が図られるよう諸般の方策を講じるべきである。

正な保持に努めてまいる所存であります。

(2) 消費税の納付について、その新規発生滞納額が、近年、多額で推移しており、平成6年度末の滞納額も3,359億円に上っていることは、遺憾である。

政府は、消費者が負担した消費税の一部が国庫に納入されていない事態となっていることを重く受け止め、消費税に対する国民の信頼を損なわないよう、滞納の未然防止及び滞納整理の促進に一層努力すべきである。

(2) 消費税の滞納の未然防止につきましては、納税者に対する期限内納付についてのよりきめ細かな広報・指導等の徹底を図ってきたところであります。

また、消費税の滞納整理の促進につきましては、他の税目の滞納より優先的に着手し、滞納者個々の実情に即した厳正、的確な滞納整理を実施してきたところであります。

今後とも、消費税に対する国民の信頼を損なうことのないよう、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理の促進になお一層の努力を続けてまいる所存であります。

(3) 病原性大腸菌O-157による食中毒が全国的に発生する中で、学校給食においても集団食中毒が相次いで発生し、死者が出る事態となったことは、遺憾である。

政府は、O-157に対する総合的な対策を着実に進めるとともに、安全な学校給食が提供されるよう、衛生管理の徹底や施設・設備の充実を促進するなど学校給食における食中毒の再発防止に一層努めるべきである。

(3) O-157に対する総合的な対策につきましては、O-157の発生状況の定期的な分析・評価を行うとともに、O-157による食中毒の発生の防止、原因の究明、医療機関における患者の治療の支援のための施策を実施しているところであります。

また、学校給食における食中毒の再発防止につきましては、従来から学校給食施設・設備の改善、調理実施上の改善、学校給食関係者の意識改革、学校等の衛生管理体制の確立など、衛生管理の徹底に努めているところであります。

さらに平成9年4月には、衛生管理に関する取り扱いを集約・整理した学校給食衛生管理の基準を作成し、学校給食関係者に対しその周知徹底を図ったところであります。

今後とも、O-157に対する総合的な対策を推進するとともに、学校給食における食中毒発生の防止に一層努

	<p>めてまいる所存であります。</p>
(4) 健康保険又は厚生年金保険に関し、特定の国民健康保険組合に加入している土木建築業の従業員や地方公共団体に雇用されている嘱託職員等について適用漏れの事態が生じ、平成6年度決算検査報告において、113億円を超える保険料の徴収不足が指摘されたことは、遺憾である。	<p>(4) 健康保険及び厚生年金保険の適用の適正化につきましては、毎年度の事業運営上の重点課題として積極的に推進を図っているところであります。</p> <p>また、国民健康保険組合に加入している土木建築業の従業員や地方公共団体に雇用されている嘱託職員等への適用につきましては、都道府県に対し、文書及び会議等を通じ適正化に努めるよう改めて指導を行うとともに、関係団体に対しても文書によりその適正化への協力を依頼したところであります。</p> <p>今後とも、事業主に対する指導の強化、周知徹底を図るとともに、事業所調査において資格取得の届け出に関する調査確認を重点として取り組み、適用の適正化に努めてまいる所存であります。</p>
(5) 医療費について、支払の不適切等に係る指摘が、決算検査報告において、昭和61年度以降毎年続いていること、それに係る国庫負担額も平成6年度までに78億円に上っていることは、遺憾である。	<p>(5) 医療費の請求・審査の適正化につきましては、都道府県に対し、保険医療機関等に対する指導の積極的実施や審査支払い機関に対する審査の充実強化等の指導の徹底について、文書及び会議等を通じ重ねて指示しているところであります。</p> <p>また、社会保険診療報酬支払基金において、高点数のレセプトを専門的に審査する審査専門部会の増員を行ったほか、保険者におけるレセプト点検を充実するなど、審査・点検の強化を図っているところであります。</p> <p>今後とも、医療費の請求・審査の適正化を一層推進してまいる所存であります。</p>
(6) 国庫補助事業である特別養護老人ホームの施設整備等を巡り、贈収賄事件が発覚するなど、その国庫補助金の	<p>(6) 特別養護老人ホーム建設の施設整備等の適正化につきましては、平成8年12月、厚生省内に施設整備業務等の再</p>

適正な支出等に關し疑惑が持たれる事態が生じていることは遺憾である。

政府は、今後の高齢化に対応した新ゴールドプランの強力な推進が求められている中で、こうした事態が生じたことを厳しく認識し、特別養護老人ホームの施設整備等に關し早急に必要な実態の把握を行うとともに、補助金交付や社会福祉法人の認可等について制度の全般にわたる見直し・再点検を行い、社会福祉事業の適正な実施が確保されるよう万全の対策を講じるべきである。

(7) 農業構造の改善に寄与すること等を目的とした農業者年金事業における経営移譲年金について、不適正支給の事例が見られることは遺憾である。

政府は、農業者年金制度が多額の国庫助成を行わざるを得ない状況となっていることにもかんがみ、その支給の適正化に万全を期すとともに、年金財政の健全化、情報開示に向けて今後とも更に努力すべきである。

(8) 労働者災害補償保険の診療費の算定について、全国的な統一基準が定められているにもかかわらず、これと異なる割高な料金を設定したいわゆる地域特掲料金が、なお一部の都県において解消されていないことは遺憾である。

政府は、地域特掲料金の解消について平成元年度決算検査報告で指摘されて以来、既に6年が経過していることにかんがみ、その完全解消の早期実現

点検のための調査委員会を設け、事件の事実関係の究明とともに、社会福祉施設に関する補助金、社会福祉法人の認可・運営等について再点検を行った上で、改善措置を盛り込んだ報告書を平成9年3月末にまとめ、これに基づき関係通知の改正を行ったところあります。

今後とも、改善措置の徹底を図り、社会福祉事業の適正な実施に努めてまいる所存であります。

(7) 農業者年金事業における経営移譲年金の支給につきましては、不適正支給となった額について返還の措置を講じるとともに、その再発を防止するため、業務受託機関に対し、文書及び会議等を通じ年金事業の適正な実施に努めるよう強く指導を行ったところであります。

また、年金財政の健全化のため、新規加入者の確保等に努めるとともに、広く国民に農業者年金基金の財務諸表等の公開を行ったところであります。

今後とも、農業者年金事業の適正な実施に万全を期すとともに、年金財政の健全化、情報開示に努力してまいる所存であります。

(8) 労働者災害補償保険の診療費の算定における地域特掲料金の解消につきましては、労働省と関係団体が調整を行った結果、完全解消を図ることについて平成9年3月合意が成立したところであり、その早期実現のため積極的に努力しているところであります。

今後とも、統一基準による適正な執行に万全を期してまいる所存であります。

<p>に努力すべきである。</p> <p>(9) 国庫補助事業に係る食糧費の使用について、補助事業との関連性が明確でなく、また、その経理関係書類が不備である等の不適切な事態が見られたことは遺憾である。</p> <p>政府は、食糧費の使用について、今後国民の疑念を生じさせないよう、補助事業者である地方公共団体に対し一層の指導に努めるとともに、食糧費を含む事務費の支出状況を的確に把握し、不適正な使用が明らかになった場合には返還を命じる等、厳正な措置を講じるべきである。</p>	<p>(9) 国庫補助事業に係る食糧費の使用等につきましては、関係省庁において、都道府県に対して食糧費の使用及び経理処理を適切に行うよう通達を発するなどにより、食糧費の使途の範囲の明確化、補助事業者等における事務処理の適正化、審査・確認に当たっての関係書類の整備等を指導したところあります。</p> <p>また、食糧費を含む事務費の支出に関して不適切な使用が明らかとなった場合には、補助金等の交付決定取り消し処分を行うとともに、加算金を付して補助金等を返還させるなど、厳正な措置を講じてきたところであります。</p> <p>今後とも、地方公共団体に対し、国庫補助事業に係る事務費の適正な執行を図るよう、一層の指導に努めてまいり所存であります。</p>
<p>(10) 各地の地方公共団体において、いわゆる食糧費の不正使用やカラ出張・カラ飲食等による不適正な公費支出が相次いで明らかとなり、しかも、公正な行財政執行を確保すべき監査委員及び同事務局においても同様な公費支出が見られたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、公正で能率的な行政の確保という監査委員制度本来の機能が發揮されるよう必要な指導等に努めるとともに、地方分権の推進に伴う監査機能の充実方策について検討すべきである。</p>	<p>(10) 地方公共団体の監査機能の充実につきましては、第140回国会において、地方公共団体の行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図る観点から、外部監査制度の導入と現行監査制度の充実を主な内容とする地方自治法の一部改正を行ったところであります。</p> <p>今後とも、この改正法の趣旨の徹底を図るなど、地方公共団体に対し、監査機能の充実について指導してまいり所存であります。</p>

9年12月17日の委員会において、質疑を終局した後、委員長より平成7年度決算の議決案が示された。その内容は「1. 平成7年度決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。(以下6項目〈略〉)」というものである。

討論では、日本共産党より、平成7年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、内閣に対する警告案についても反対、国有財産無償貸付状況

総計算書については賛成する旨の意見が述べられた後、自由民主党より、平成7年度決算外2件を是認することに賛成するとともに、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決の結果、平成7年度決算は賛成多数をもって是認すべきものと議決され、内閣に対する警告案は賛成多数をもって警告すべきものと議決された。また、平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書は賛成多数をもって、平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書は全会一致をもって、それぞれ是認すべきものと議決された。

内閣に対する警告の骨子は、①費用対効果分析や事業効果の評価による公共事業の効率的整備と公共事業予算の重点化・効率化、②動燃の相次ぐ事故と「動燃改革」への取組み、③動燃の予算要求・予算執行とウラン廃棄物の安全管理、④国有林野事業の抜本改革、⑤知的障害者雇用をめぐる人権侵害等の再発防止、⑥首都高速道路公団をめぐる談合事件と「官製談合」の根絶である（全文は、本誌Ⅲの4【決算に対する議決】を参照されたい）。

〔平成8年度決算外2件の審査〕

平成8年度決算及び国有財産関係2件は、第142回国会の召集日である平成10年1月12日に提出された。うち8年度決算は、10年2月18日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託され、国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された。

平成8年度決算の概要は次のとおりである（本誌Ⅲの2の(8)「松永大蔵大臣の平成8年度決算の概要についての報告」を参照）。

平成8年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は81兆8,090億円、歳出決算額は78兆8,478億円であり、差し引き2兆9,611億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成9年度一般会計歳入に繰り入れられた。8年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は2兆3,495億円、不用額は2,511億円、また、財政法第6条の純剰余金は4,442億円である。

平成8年度特別会計歳入歳出決算における38の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は280兆7,144億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は245兆2,104億円である。

平成8年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆6,724億円であり、資金からの支払命令済額は3兆237億円、一般会計等の歳入への組入額は53兆6,348億円である。

平成8年度政府関係機関決算書における11機関の収入済額を合計した収入決算額は7兆4,779億円、支出済額を合計した支出決算額は7兆3,847億円である。

国有財産関係2件の概要は次のとおりである。

平成8年度国有財産増減及び現在額総計算書における8年度中の国有財産の差引純増加額は4兆1,860億円、8年度末現在額は91兆6,054億円である。

平成8年度国有財産無償貸付状況総計算書における8年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は210億円、8年度末現在額は1兆1,603億円である。

委員会においては、10年3月11日、大蔵大臣から平成8年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成8年度決算検査報告及び平成8年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した。

(2) 委員会経過

○平成9年12月16日（火）（第141回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成6年度決算についての警告に対する政府の措置について三塚大蔵大臣から説明を聴いた。
- 平成7年度決算外2件について町村文部大臣、島村農林水産大臣、上杉自治大臣、小泉厚生大臣、小里総務庁長官、三塚大蔵大臣、尾身經濟企画庁長官、瓦建設大臣、大木環境庁長官、鈴木北海道開発庁長官、伊吹労働大臣、下稻葉法務大臣、小渕外務大臣、久間防衛庁長官、自見郵政大臣、根來公正取引委員会委員長、厚生省、公正取引委員会、総務庁、自治省、大蔵省、林野庁、農林水産省、建設省、法務省、外務省及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月17日（水）（第141回国会閉会後第2回）

- 平成7年度決算外2件について橋本内閣総理大臣、瓦建設大臣、三塚大蔵大臣、疋田会計検査院長、建設省、大蔵省及び防衛庁当局に対し質疑を行い、討論の後、平成7年度一般会計歳入歳出決算、平成7年度特別会計歳入歳出決算、平成7年度国税収納金整理資金受払計算書、平成7年度政府関係機関決算書を議決し、平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、三塚大蔵大臣、谷垣科学技術庁長官、島村農林水産大臣、伊吹労働大臣及び瓦建設大臣から発言があった。

（平成7年度一般会計歳入歳出決算、平成7年度特別会計歳入歳出決算、平成7年度国税収納金整理資金受払計算書、平成7年度政府関係機関決算書）

賛成会派　自民、平成、民緑、社民、自由、さき

反対会派　共産、新社

（警告決議）

賛成会派　自民、平成、民緑、社民、自由、さき

反対会派　共産、新社

（平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派　自民、平成、民緑、社民、自由、さき、新社

反対会派　共産

（平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派　自民、平成、民緑、社民、共産、自由、さき、新社

反対会派　なし

○平成10年1月30日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年3月11日（水）（第2回）

- 平成8年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めるこを決定した。
- 平成8年度一般会計歳入歳出決算、平成8年度特別会計歳入歳出決算、平成8年度国税収納金整理資金受払計算書、平成8年度政府関係機関決算書
平成8年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成8年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件について松永大蔵大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について疋田会計検査院長から説明を聴いた。

○平成10年6月17日（水）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予備費等承諾を求めるの件（8件）

件 名	先 議 院	提 出 月 日	参 議 院			衆 議 院		
			委 員 会	委 員 会	本 会 議	委 員 会	委 員 会	本 会 議
付 託	議 決	議 決	付 託	議 決	議 決	付 託	議 決	議 決
平成8年度一般会計予備費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書	衆	9. 5.27 (第140回国会)				10. 1.12 決 算 行 政 監 視	継続審査	
平成8年度特別会計予算総則第14条に基づく経費 増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	"	5.27 (第140回国会)				1.12 決 算 行 政 監 視	継続審査	
平成9年度一般会計予備費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書(その1)	"	10. 3.31					継続審査 (決算行 政監視)	
平成9年度特別会計予備費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書(その1)	"	3.31					継続審査 (決算行 政監視)	
平成9年度特別会計予算総則第13条に基づく経 費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (その1)	"	3.31					継続審査 (決算行 政監視)	
平成9年度一般会計予備費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書(その2)	"	5.29					継続審査 (決算行 政監視)	
平成9年度特別会計予備費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書(その2)	"	5.29					継続審査 (決算行 政監視)	
平成9年度特別会計予算総則第13条に基づく経 費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (その2)	"	5.29					継続審査 (決算行 政監視)	

・決算その他（6件）

※は第141回国会閉会中における議決
備考欄記載事項は本院についてのもの

件 名	提 出 月 日	参 議 院			衆 議 院		
		委 員 会 付	委 員 会 託	本 会 議 決	委 員 会 付	委 員 会 託	本 会 議 決
平成7年度一般会計歳入歳出決算、平成7年度特別会計歳入歳出決算、平成7年度国税収納金整理資金受払計算書、平成7年度政府関係機関決算書	9. 1.20 (第140回国会)	9. 2. 3	9. 12.17 ※議 決	10. 1.14 議 決			
	○第140回国会	9. 2. 3	大蔵大臣報告	継続	○第141回国会	継続	
平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.20 (第140回国会)	2. 4	12.17 ※議 決	1.14 議 決			
	○第140・第141回国会	継続					
平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.20 (第140回国会)	2. 4	12.17 ※議 決	1.14 議 決			
	○第140・第141回国会	継続					
平成8年度一般会計歳入歳出決算、平成8年度特別会計歳入歳出決算、平成8年度国税収納金整理資金受払計算書、平成8年度政府関係機関決算書	10. 1.12	10. 2.18					継続審査 (決算行政監視)
	○第142回国会	10. 2.18	大蔵大臣報告				
平成8年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.12	2.18					継続審査 (決算行政監視)
平成8年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.12	2.18					継続審査 (決算行政監視)